



11月30日(土) 8:00~9:30
※詳しくは、ホームページをご覧ください。

記事

- ◇ 「宮崎海岸侵食対策検討委員会」 「宮崎海岸市民談義所」の結果報告
- ◇ 埋設護岸工事へのご協力をお願い

「宮崎海岸侵食対策検討委員会」 「宮崎海岸市民談義所」の結果報告

国土交通省と宮崎県は、宮崎海岸の侵食対策を行うにあたって、学識経験者・地域住民代表者・海岸利用者等から幅広く意見を収集して議論を深めるために「宮崎海岸侵食対策検討委員会」（以下、「委員会」）を設置しています。

9月18日（水）に開催した委員会の結果については、以下のとおりです。

「第12回 宮崎海岸侵食対策検討委員会」

宮崎海岸の侵食対策の1つで、砂丘の侵食を防ぐことを目的とした埋設護岸について、「できるだけコンクリート以外の材料を使う」という方針に基づき検討を行ってきた結果、全国初となるサンドパック工法を採用し、整備を進めることが了承されました。

また、宮崎海岸の侵食対策による効果・影響を評価する手法、平成24年度の調査結果を踏まえた年次評価が取りまとめられました。

委員会の様子



テレビや新聞など多数の報道関係に取り上げられたことで、多くの方々に事業を知ってもらう良い機会となりました。

委員会の結果を受けて、事業主体である国土交通省は、埋設護岸の工法としてサンドパックを整備していくことを決定しました。

「第22回 宮崎海岸市民談義所」

10月2日（水）に開催した「宮崎海岸市民談義所」（以下、「談義所」）では、委員会で議論した内容を紹介するとともに、委員会の佐藤委員長よりサンドパック工法について、海外の事例や今後の展望等を解説いただきました。

参加者からは「サンドパックの耐久性や維持管理について教えてほしい」「洗掘対策であるアスファルトマットについて、砂浜への敷き方はどうなるのか」「サンドパックの整備が完了しても、波が当たり続ければ簡単に破壊されると思う。サンドパック整備後は、間を空けず早急に砂浜を回復させる対策を実施すべきだ。」など、多様な意見が出されました。

今後、大炊田地区の海岸において、埋設護岸工事を実施します。

工事期間中の注意事項については、裏面をご確認ください。

談義所の様子



国や専門家の説明を受けて、市民が多様な意見を出し合い、議論を深めています。

質問コーナーの様子



はじめての方でも参加しやすいように、なんでも質問できる時間を設けています。

※委員会・談義所の議事概要は、宮崎河川国道事務所ホームページに掲載予定です。
当日の配付資料や「宮崎海岸の侵食対策」に関する資料についても、閲覧できます。

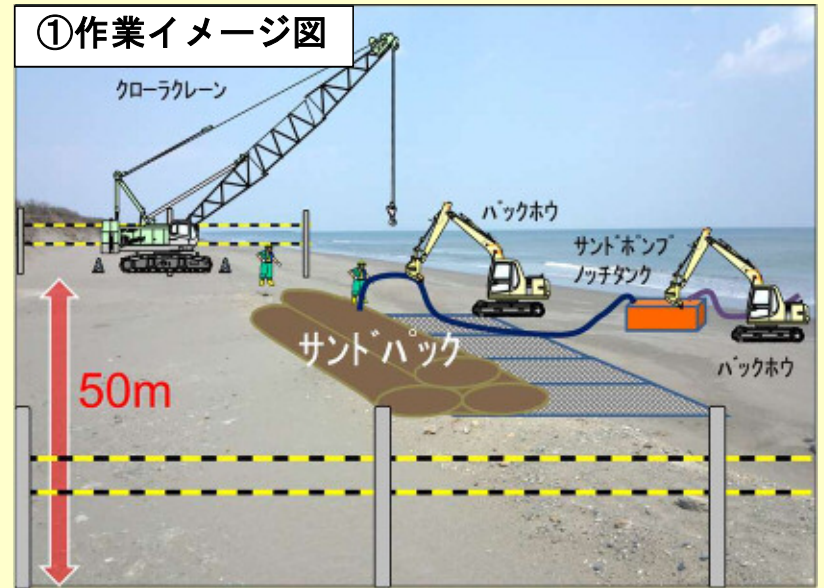
埋設護岸工事へのご協力をお願い

現在、大炊田地区の海岸では、「宮崎海岸の侵食対策」の1つである埋設護岸について、3月末までの完成を目指し工事を行っています。

地域住民や利用者の方々にはご迷惑をおかけしますが、安全作業に努めますので、以下の事項にご注意いただくとともに、ご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

◆海岸の立入禁止について

- 作業範囲は「右図①」のとおりロープなどで明示し、立入禁止となります。
作業範囲は1箇所あたり約50mで、施工延長1,580mのうち3箇所です。作業範囲の3箇所は、日々移動します。



◆工事用車両の通行について

- ダンプトラックなどの大型車両が「下図②」の経路を通行します。
(ピーク時は、1日あたり約50台のダンプトラックが6往復します。)
なお、朝の通学時間帯を避け、8時30分から走行を開始します。
- 各所に交通誘導員を配置し、一般車両の安全・優先利用に努めます。
「宮崎佐土原西都自転車道」は通行可能ですが、道路を横断する際は十分ご注意ください。
ととともに、交通誘導員の指示に従ってください。

②工事用車両通行経路図 (大炊田地区)



海岸に関するご相談やご意見・ご質問などありましたら

かいがん そうだんしょ
○海岸よろず相談所○

こくどうつうしょう みやざきかせんこくどうじむしょ みやざきかいがんしゅつちやうしょ
【国土交通省 宮崎河川国道事務所 宮崎海岸出張所】

にご連絡下さい。

TEL: 0985-62-7050/FAX: 0985-62-7051

〒880-0211 宮崎県 宮崎市 佐土原町 下田島 9515-6

【旧 宮崎地方方法務局 佐土原出張所】

※宮崎河川国道事務所ホームページ

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/>

※海岸情報 (宮崎海岸Publication)

<http://www.qsr.mlit.go.jp/miyazaki/html/kasen/sskondan/index.html>

↑前号までの「海岸よろず相談所だより」は、こちらから御覧いただけます。

